

令和5年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和6年2月28日（水）

10：00～11：30

場 所：富山県民会館 704号室

次 第

1 諮問事項

- (1) 富山リハビリテーション医療福祉大学の目的の変更の認可について（再諮問）

2 報告事項

- (1) 富山情報ビジネス専門学校の目的の変更について

3 意見を求める事項

- (1) 富山県私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の策定について
- (2) 高岡龍谷高等学校の通信制課程設置計画について

4 その他

【配付資料】

資料No.1 私立専修学校の目的の変更の認可について（諮問）

資料No.2 富山リハビリテーション医療福祉大学の目的の変更の認可について

資料No.3 富山情報ビジネス専門学校の目的の変更について

資料No.4 国標準例と県審査基準（案）の対照表

資料No.5 高岡龍谷高等学校通信制課程の設置計画の概要について

参考資料No.1 私立学校法(抜粋)、学校教育法(抜粋)

参考資料No.2 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

参考資料No.3 認定こども園の設置状況

参考資料No.4 富山県私立学校審議会規程、運営内規

参考資料No.5 高等学校通信教育規程(抜粋)

令和5年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和6年2月28日(水)

10:00~11:30

場所：富山県民会館 704号室

黒崎 紫抄代 会長

議長

中崎 健志
委員

西館 有沙
委員

前川 俊朗
委員

南 修朗
委員

森田 喜邦
委員

井上 春枝
委員

上田 雅裕
委員

里見 治美
委員

島田 好美
委員

須田 英克
委員

入口

坂林
次長

吉田
課長

○ ○ ○

申請者側 (高岡龍谷)
説明席

藤井
係長

安田
主幹

事務局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和6年2月28日現在

氏名	現職	備考
井上春枝	(学)本願寺学園徳風幼稚園副園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
上田雅裕	(学)鷹寺学園理事長 認定こども園太閤山あおい園園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事長	
河合敦夫	(学)富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
黒崎紫抄代	富山県人事委員会委員 元監査委員事務局長 (学)富山国際学園事務局長・常務理事	会長
里見治美	(学)富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
島田好美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株)島田商店 代表取締役	
須田英克	(学)神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会長 富山県私学振興会理事	
中崎健志	富山県教育委員会 教育次長	
西館有沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
前川俊朗	(学)高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
南修朗	(学)高岡第一学園 高岡第一高等学校 校長	
森田喜邦	元富山県総合教育センター所長 富山県立大学参与	会長代理

以上12名

富山県私立学校審議会
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八朗



私立専修学校の目的の変更の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第 8 条第 1 項及び第 64 条第 1 項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
富山リハビリテーション医療福祉大 学校の目的の変更の認可について	福井県三方郡美浜町大藪 7-24-2 学校法人青池学園	学校教育法 第 130 条第 1 項

富山リハビリテーション医療福祉大学の目的の変更の認可について

資料No. 2

1	学校の名称	富山リハビリテーション医療福祉大学校																																							
2	学校の目的	教育基本法、学校教育法に基づき医療福祉に関する知識と技術の習得を目的とする学科を設置し、高等教育の基礎の上にさらに高度な医療福祉専門教育を施し、併せて豊かな人間形成をめざし現代社会に貢献し奉仕する熱意ある人材を育成することを目的とする。																																							
3	分野の名称	(新)医療専門課程・福祉専門課程 (旧)医療専門課程																																							
4	位置	(当初) 富山市総曲輪4-4-5	(変更後) 富山市総曲輪4-4-5 富山市一番町3-20																																						
5	設置者名	学校法人青池学園																																							
6	校長名	神田 聡																																							
7	課程・学科別修業年限及び生徒定員	<p>(新)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td rowspan="2">医療専門課程</td> <td>理学療法科</td> <td>4年</td> <td>60名</td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td>作業療法科</td> <td>4年</td> <td>40名</td> <td>160名</td> </tr> <tr> <td>教育・社会福祉</td> <td>福祉専門課程</td> <td>介護福祉科</td> <td>2年</td> <td>40名</td> <td>80名</td> </tr> </tbody> </table>	分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名	作業療法科	4年	40名	160名	教育・社会福祉	福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名	<p>(旧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td rowspan="2">医療専門課程</td> <td>理学療法科</td> <td>4年</td> <td>60名</td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td>作業療法科</td> <td>4年</td> <td>40名</td> <td>160名</td> </tr> </tbody> </table>	分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名	作業療法科	4年	40名	160名
分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																				
医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名																																				
		作業療法科	4年	40名	160名																																				
教育・社会福祉	福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名																																				
分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																				
医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名																																				
		作業療法科	4年	40名	160名																																				
8	授業時数	福祉専門課程介護福祉科 1年次:1,059時間 2年次:837時間 計1,896時間 (基準1年800単位時間)																																							
9	教員組織	<p>教育・社会福祉関係</p> <p>専任 3名(基準3名)</p> <p>兼任 10名</p> <p>計 13名(基準3名)</p>	<p>医療関係</p> <p>15名(基準5名)</p> <p>24名</p> <p>39名(基準10名)</p> <p>計 52名</p>																																						
10	校地	(当初) 総面積 1,379.19㎡(富山市から借用)	(変更後) 総面積 同左(総曲輪) 243.17㎡(一番町:自己所有)																																						
11	校舎	(当初) 総面積 3,841.97㎡(基準1,640㎡) 富山リハビリテーション医療福祉大学の専有:1,653.62㎡ 富山調理製菓専門学校との共用:2,188.35㎡	(変更後) 総面積 同左(総曲輪) 富山リハビリテーション医療福祉大学の専有:2,098.98㎡ 富山調理製菓専門学校との共用:1,766.78㎡ 総面積 1,323.42㎡(一番町) 富山リハビリテーション医療福祉大学の専有:251.33㎡																																						
12	校具、教具及び図書	実習用モデル人形、成人用ベッド、簡易浴槽など校具・教具67点																																							
13	経費及び維持方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。不足を生じた場合は設置者の負担とする。																																							
14	変更の時期	令和6年4月1日																																							
15	備考	<p>1 学校設置認可年月日 平成28年11月11日</p> <p>2 学校法人青池学園設置校 若狭医療福祉専門学校(福井県)、青池調理専門学校(福井県) 富山リハビリテーション医療福祉大学(富山県)、富山調理製菓専門学校(富山県)</p>																																							

1	学校の名称	富山情報ビジネス専門学校											
2	学校の目的	建学の精神に則り、高潔な人間性を基礎とする豊かな教養と専門知識の習得に努め、変転する社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。											
3	分野の名称	(新)工業専門課程 商業実務専門課程 文化・教養専門課程 医療専門課程 (旧)工業専門課程 商業実務専門課程 文化・教養専門課程											
4	位置	富山県射水市三ヶ576											
5	設置者名	学校法人浦山学園											
6	校長名	永井 真介											
7	課程・学科別修業年限及び生徒定員	(新)					(旧)						
		分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
		工業	工業専門課程	情報システム学科	2年	40名	80名	工業	工業専門課程	情報システム学科	2年	40名	80名
				建築・デザイン学科	2年	20名	40名			建築・デザイン学科	2年	20名	40名
		商業実務	商業実務専門課程	Webクリエイター学科	2年	15名	30名	商業実務	商業実務専門課程	Webクリエイター学科	2年	15名	30名
				ホテル・ブライダル学科	2年	15名	30名			ホテル・ブライダル学科	2年	15名	30名
				医療事務学科	2年	30名	60名			医療事務学科	2年	30名	60名
				診療情報管理士研究科	1年	20名	20名			診療情報管理士研究科	1年	20名	20名
				インターナショナルビジネス学科	2年	20名	40名			インターナショナルビジネス学科	2年	20名	40名
				情報ビジネス学科	2年	15名	30名			情報ビジネス学科	2年	15名	30名
		文化教養	文化・教養専門課程	公務員学科	1年	10名	10名	文化教養	文化・教養専門課程	公務員学科	1年	10名	10名
				日本語学科	1.5年	20名	40名			日本語学科	1.5年	20名	40名
					2年	20名	40名				2年	20名	40名
		医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	3年	30名	90名						
8	授業時数	医療専門課程歯科衛生士学科 1年次:825時間 2年次:1,020時間 3年次:1,275時間 計3,120時間 (基準1年800単位時間)											
9	教員組織	医療関係 基幹教員 調整中(基準3名) 基幹教員以外 調整中 計 調整中(基準4名)											
10	校地	総面積 5,500.31㎡(自己所有)											
11	校舎	総面積 5,524.98㎡(基準1,790㎡)											
12	校具、教具及び図書	歯科衛生士実習室、実験室機器など校具・教具約160点、図書約1,000冊(予定)											
13	経費及び維持方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。 不足を生じた場合は設置者の負担とする。											
14	変更の時期	令和7年4月1日											
15	備考	学校設置認可年月日 昭和51年4月1日											

国標準例と県審査基準（案）の対照表

国標準例	県審査基準（案）
<p data-bbox="293 331 949 360">通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）</p> <p data-bbox="808 424 1032 453">令和5年11月策定</p> <p data-bbox="163 520 1093 970">通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）その他の法令の規定に加え、所轄庁において策定された基準により行われているところであるが、本標準例は、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すものである。なお、本標準例では、例えば、資産に係る基準など通信制の課程に限らないもの等については記載していないため、所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要である。</p> <p data-bbox="163 1034 524 1062">〔1〕立地条件等に関すること</p> <p data-bbox="163 1082 1093 1251">1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。</p> <p data-bbox="163 1315 456 1343">〔2〕名称に関すること</p> <p data-bbox="163 1362 1093 1391">1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存</p>	<p data-bbox="1207 331 1998 360">富山県私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準</p> <p data-bbox="1137 520 1218 549">（趣旨）</p> <p data-bbox="1122 568 2074 874">第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置、設置者の変更及び学則の変更（広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。）に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）、その他の法令等に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。</p> <p data-bbox="1137 1034 1301 1062">（立地条件等）</p> <p data-bbox="1122 1082 2074 1251">第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。</p> <p data-bbox="1137 1315 1218 1343">（名称）</p> <p data-bbox="1122 1362 2074 1391">第3条 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、</p>

<p>の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。</p> <p>[3] 規模に関すること</p> <p>1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。</p> <p>2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。</p> <p>3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。</p> <p>[4] 通信教育を行う区域に関すること</p> <p>1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。</p> <p>2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。</p> <p>[5] 教職員組織に関すること</p> <p>1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除し</p>	<p>既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。</p> <p>2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同される恐れがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。</p> <p>(規模)</p> <p>第4条 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において実施校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。</p> <p>2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。</p> <p>3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。</p> <p>(通信教育を行う区域)</p> <p>第5条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。</p> <p>2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。</p> <p>(教職員組織)</p> <p>第6条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除し</p>
--	--

て得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。

- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の

て得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。

- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

（施設及び設備）

- 第7条 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

（通信教育連携協力施設）

- 第8条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の

<p>名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。</p> <p>2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。</p> <p>3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。</p> <p>4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</p> <p>5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。</p> <p>6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。</p> <p>7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</p> <p>8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</p> <p>9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。</p>	<p>の名称、位置、定員など必要な事項を記載すること。</p> <p>2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。</p> <p>3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。</p> <p>4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</p> <p>5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。</p> <p>6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、第3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。</p> <p>7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</p> <p>8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</p> <p>9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。</p>
--	--

10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

[8] 通信教育の方法等に関すること

1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満

10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

(通信教育の方法等)

第9条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足で

足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

[9] その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

きると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

(その他)

- 第10条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

この審査基準は、令和6年 月 日から施行する。

高岡龍谷高等学校通信制課程の設置計画の概要について

資料No. 5

1 課程の目的	本課程は教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則り設置された高岡龍谷高等学校の通信制の課程であり、高等普通教育を授け、併せて仏教精神により良識と善意に富む公人を育成することを目的とする。										
2 名称	高岡龍谷高等学校 通信制課程（狭域）										
3 教育区域	富山県及び石川県										
4 位置	高岡市古定塚4番1号										
5 開設の時期	令和7年4月1日										
6 設置者名	学校法人清光学園 理事長 森尾 淳章（令和元年12月～）										
7 校長名	中山 正浩（令和5年4月～）										
8 修業年限及び収容定員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>同時に授業を行う生徒数</th> <th>取得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上</td> <td>240名</td> <td>40名以下</td> <td>74単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	修業年限	収容定員	同時に授業を行う生徒数	取得単位数	3年以上	240名	40名以下	74単位以上	※初年度1、2次開設	
修業年限	収容定員	同時に授業を行う生徒数	取得単位数								
3年以上	240名	40名以下	74単位以上								
9 教職員組織	校長(兼任)1名、教頭(専任)1名、教諭(専任)1名、教諭(兼任)4名、講師(専任)1名、講師(兼任)5名、養護教諭(兼任)1名、教育相談員(兼任)1名、事務職員(兼任)2名、 <u>学校医(兼任)1名、学校歯科医(兼任)1名、学校薬剤師(兼任)1名</u> 合計 20名(うち専任3名) <<完成年度>>										
10 校地	校地 必要運動場面積 3,000㎡以上										
	総面積 31,216㎡ (内訳) 校舎敷地 3,492㎡ 運動場 17,990㎡ (内、屋内運動場 2,676㎡) その他 9,734㎡ ※全日制と共有										
11 校舎	必要校舎面積 1,800㎡以上 ※教室、図書室、保健室、職員室を備えること ※特別支援学級のための教室は必要に応じて	校舎 総面積 12,587㎡ ①校舎棟：鉄筋コンクリート造4階建4,254㎡ 同3階建2,813㎡ 同3階建692㎡ 重量鉄骨造平屋建161㎡、木造平屋建566㎡、木造2階建732㎡ (内訳) 普通教室24室1566㎡、特別教室11室1038㎡、調理実習室3室420㎡、講堂1室922㎡、図書室1室120㎡、保健室1室76㎡、放送室1室15㎡、職員室1室163㎡、事務室1室51㎡、応接室1室59㎡、便所20室280㎡、倉庫・雑庫等6室321㎡、諸室その他4788㎡ ②体育館棟：鉄骨造平屋建1,438㎡ 鉄骨造鉄筋コンクリート造2階建1,064㎡ 重量鉄骨造平屋建504㎡ (内訳) アリーナ3室750㎡ 404㎡ 456㎡、柔道場1室169㎡、剣道場1室169㎡、便所2室20㎡、更衣室4室133㎡、諸室その他667㎡									
12 校具、教具及び図書	校具、教具 260点 図書 19,414点										
13 創設費及び財源の調達方法	【開設費等】 ・校舎等建設費 10,000千円 ・校具、教具等 5,000千円 (創設費小計) (15,000千円) ・初年度経常経費 26,000千円) 計 41,000千円	【財源内訳】 ・寄附金 3,000千円 ・借入金(龍谷振興金庫) 18,000千円 ・自己資金 20,000千円 計 41,000千円									
14 経費及び維持の方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。不足を生じた場合は設置者の負担とする。										
15 備考	・学校法人清光学園 昭和38年2月2日設立認可 ・設置校 ①高岡龍谷高等学校(昭和38年2月2日設置認可)										

- ②ひかり幼稚園（昭和47年12月27日設置認可）
- ③認定こども園ひかり幼稚園（令和3年3月22日設置認可）

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和元年六月一四日法律第三十七号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

（第2項略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第三百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第三百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第三百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

（第2～4項略）

5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

（第6～7項略）

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和元年六月二六日法律第四十四号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八十条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二号～五号略）

第三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（第二号～四号略）

子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

			R②移行		R③移行		R④移行		R⑤移行		R⑥移行		R⑥末	
			幼から	()	幼から	()	幼から	()	幼から	()	(予定)	幼から	(見込)	幼から
新制度移行	認定こども園	幼保連携型	9	(2)	5	(2)	5	(1)	6	0	1	0	124	(32)
		幼稚園型	0	0	1	(1)	0	0	0	0	0	0	7	(7)
		保育所型	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-
	幼稚園のまま		3	(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	7	(7)
	保育所		保育所は全て新制度へ移行										41	-
	私立幼稚園(私学助成等)		5		4		3		3		3		3	

富山	65	(15)
高岡	21	(7)
魚津	6	(0)
氷見	2	(1)
滑川	4	(4)
黒部	2	(0)
砺波	6	(1)
小矢部	3	(0)
南砺	2	(2)
射水	8	(1)
舟橋	1	(0)
立山	2	(1)
上市	2	(0)
入善	0	-
朝日	0	-

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、()は幼稚園からの移行分(内数)

※新制度移行後に他類型に移行した園もある

2. 私立幼稚園等の類型

	新制度			従前どおり
	認定こども園		幼稚園の まま移行	
	幼保連携型	幼稚園型		
法的性格	学校 かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	学校	幼稚園
設置主体	学校法人 社会福祉法人	学校法人	学校法人	学校
認可・認定	都道府県 ※1 中核市	都道府県 ※2 中核市	都道府県	学校法人
財政措置	施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部)			都道府県
利用者負担 (保育料)	0円			施設等利用給付 私学助成(一般・特別)
				0円

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

県内の認定こども園の設置状況 (令和5年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所 → R5 153か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
1	富山市立新保なかよし認定こども園	富山市	幼保連携型	富山市	公立	H24.4.1 R4.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
2	富山市立大久保認定こども園	富山市	幼保連携型	富山市	公立	R5.4.1	保育所・幼稚園から移行
3	幼保連携型認定こども園さみどり認定こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H24.6.1	幼稚園から移行
4	幼保連携型認定こども園藤ノ木こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
5	幼保連携型認定こども園青い鳥保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
6	大沢野ちゅうおうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
7	幼保連携型認定こども園桜谷保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
8	幼保連携型認定こども園城南なみなみ学園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H22.4.1 H24.4.1 H27.4.1	(認可外から地方裁量型) (地方裁量型から保育所型) 保育所型から移行
9	幼保連携型認定こども園しんでん保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
10	神明こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
11	幼保連携型認定こども園杉原こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
12	幼保連携型認定こども園のぞみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
13	幼保連携型認定こども園はりはら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
14	幼保連携型認定こども園堀川南保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
15	幼保連携型認定こども園まつわか保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
16	やまむろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
17	幼保連携型認定こども園わかば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
18	幼保連携型認定こども園奥田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
19	幼保連携認定こども園常盤台保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
20	認定こども園いちい保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
21	幼保連携型認定こども園わかかさ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
22	幼保連携型認定こども園愛和こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
23	認定こども園めぐみこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
24	幼保連携型認定こども園四方こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
25	認定こども園ひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
26	認定こども園おおひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
27	幼保連携型認定こども園新庄さくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
28	幼保連携型認定こども園ガンバ村保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
29	幼保連携型認定こども園大沢野こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
30	幼保連携型認定こども園鶴坂保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
31	幼保連携型認定こども園じんぼ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
32	幼保連携型認定こども園さくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
33	幼保連携型認定こども園アームストロング青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
34	幼保連携型認定こども園藤園幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
35	幼保連携型認定こども園藤園南幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
36	幼保連携型認定こども園晴雲幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
37	幼保連携型認定こども園富山聖マリア保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
38	幼保連携型認定こども園なでしこ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
39	幼保連携型認定こども園かたかご保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
40	幼保連携型認定こども園にながわ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
41	幼保連携型認定こども園萩浦保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
42	幼保連携型認定こども園くまのこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和5年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所 → R5 153か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
43	幼保連携型認定こども園みずはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
44	幼保連携型認定こども園ピノキオナースリースクール	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
45	幼保連携型認定こども園婦もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
46	幼保連携型認定こども園みかど保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
47	認定こども園立正幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
48	幼保連携型認定こども園白藤幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
49	幼保連携型認定こども園リンデ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
50	幼保連携型認定こども園東山保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.5.1	保育所から移行
51	幼保連携型認定こども園富山幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.11.1	幼稚園から移行
52	幼保連携型認定こども園光陽もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
53	幼保連携型認定こども園ひかり保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
54	幼保連携型認定こども園新庄幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
55	認定こども園徳風幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
56	石金こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H31.4.1	保育所から移行
57	幼保連携型認定こども園おおしょう保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
58	幼保連携型認定こども園上滝保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
59	幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R1.9.1	幼稚園から移行
60	認定こども園文化幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
61	幼保連携型認定こども園めぐみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
62	本郷町保育園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.9.1	新設
63	下堀こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.11.1	新設
64	幼保連携型認定こども園 西田地方保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R3.4.1	保育所から移行
65	かみいいの認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R4.4.1	新設
66	幼保連携型認定こども園 とよた保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R5.4.1	保育所から移行
67	富山認定こども園	公益財団法人	保育所型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
68	紅葉が丘認定こども園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
69	堀川幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
70	富山短期大学付属みどり野幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
71	紫幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	R1.10.1	幼稚園から移行
72	どんぶり山共同保育園	特定非営利活動法人	地方裁量型	富山市	私立	H30.4.1	認可外から移行
73	高岡市福岡あおぞらこども園	高岡市	幼保連携型	高岡市	公立	H28.4.1	幼稚園・保育所から移行
74	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H22.4.1	幼稚園から移行
75	幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
76	認定こども園こぼと幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H24.9.1	幼稚園から移行
77	幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H27.4.1	保育所から移行
78	幼保連携型認定こども園ふたばこども園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H28.4.1	保育所から移行
79	幼保連携型認定こども園中田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
80	認定こども園みつば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
81	認定こども園いずみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
82	認定こども園国吉ちくば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
83	認定こども園般若野保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
84	幼保連携型認定こども園高岡保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
85	幼保連携型認定こども園若葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和5年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所 → R5 153か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
86	認定こども園上関保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
87	能町保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
88	高岡第一学園認定こども園第二幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
89	幼保連携型認定こども園和田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
90	認定こども園 野村保育園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
91	認定こども園 定塚保育園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
92	認定こども園ひかり幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R3.4.1	幼稚園から移行
93	高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
94	幼保連携型認定こども園吉島保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
95	幼保連携型認定こども園ほんごうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
96	幼保連携型認定こども園天神保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
97	かづみ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
98	魚津こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
99	魚津にじいろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
100	保育所型認定こども園川原保育園	宗教法人	保育所型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
101	魚津第二こども園	社会福祉法人	保育所型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
102	認定こども園ひみ中央こども舎	学校法人	幼保連携型	氷見市	私立	H26.4.1	幼稚園・保育所から移行
103	あさひの丘こども園	社会福祉法人	幼保連携型	氷見市	私立	H29.4.1	保育所から移行
104	マヤ保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H28.4.1	保育所から移行
105	認定こども園氷見ひかり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H30.4.1	保育所から移行
106	認定こども園 みどり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
107	認定こども園 上庄保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
108	マイトリー(アソカ幼稚園)	学校法人	幼稚園型	氷見市	私立	H19.4.1 H27.4.1	(幼稚園から幼保連携型) 幼保連携型から移行
109	同朋認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
110	西加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H24.4.1	幼稚園から移行
111	早月加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
112	幼保連携型きたかづみ認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
113	認定こども園たかつき保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H27.4.1	保育所から移行
114	認定こども園上小泉保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H30.4.1	保育所から移行
115	生地こども園	黒部市	幼保連携型	黒部市	公立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
116	おおふせ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所から移行
117	石田こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
118	ちびっこきらら保育園	特定非営利活動法人	地方裁量型	黒部市	私立	R5.4.1	保育機能施設から移行
119	出町認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園・保育所から移行
120	南部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園から移行
121	北部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
122	太田認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
123	ちゅうりっぷ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
124	あぶらでん認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
125	認定こども園出町青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	砺波市	私立	H27.4.1 R3.4.1	幼稚園から移行 幼稚園型から移行
126	幼保連携型認定こども園 東般若保育園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R3.4.1	保育所から移行
127	たかのす認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R4.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和5年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所 → R5 153か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
128	しょうがわ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R5.4.1	保育所から移行
129	石動きりりこども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	H28.4.1	保育所から移行
130	石動青葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
131	石動西部こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
132	津沢こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
133	大谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設(4保育所廃止)
134	蟹谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設(3保育所廃止)
135	幼保連携型認定こども園福野青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H25.9.1 H27.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
136	幼保連携型認定こども園福光青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H24.4.1 H27.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
137	南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園	南砺市	保育所型	南砺市	公立	H25.4.1	保育所から移行
138	認定こども園太閤山あおい園	学校法人	幼保連携型	射水市	私立	H25.4.1	幼稚園・保育所から移行
139	幼保連携型認定こども園海老江こども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H29.4.1	保育所から移行
140	認定こども園小杉東部保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H31.4.1	保育所から移行
141	新湊うみいろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R2.4.1	新設(2保育所廃止)
142	幼保連携型認定こども園 黒河保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R3.4.1	保育所から移行
143	認定こども園あいあい保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
144	小杉西部こども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
145	新湊つくりみちこども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
146	あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
147	第三あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
148	大門わかば幼稚園	射水市	幼稚園型	射水市	公立	R2.4.1	幼稚園から移行
149	幼保連携型認定こども園ふなはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	舟橋村	私立	H30.4.1	保育所から移行
150	認定宮川こども園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H28.4.1	保育所から移行
151	認定こども園相ノ木保育園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H27.4.1 H29.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
152	認定こども園むつみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	立山町	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
153	幼保連携型認定こども園高原保育園	社会福祉法人	幼保連携型	立山町	私立	H28.4.1	保育所から移行

※入善町、朝日町はなし

幼保連携型認定こども園	133園
保育所型認定こども園	10園
幼稚園型認定こども園	8園
地方裁量型認定こども園	2園

富山県私立学校審議会運営内規

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しが見つからないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

(確保すべき環境)

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあつては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

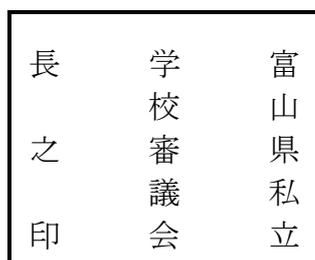
2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

○高等学校通信教育規程(抜粋)

(昭和三十七年文部省令第法律第三十二号)
最終改正：令和四年文部科学省例第四十号

学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程(昭和三十一年文部省令第三十三号)の全部を改正する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

- 2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。
- 3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育の方法等)

第二条 高等学校の通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

(通信教育連携協力施設)

第三条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の設置者は、通信教育連携協力施設(当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。)を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設(以下「面接指導等実施施設」という。)
- 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの(第十条の第二項において「学習等支援施設」という。)
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設(学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。
- 3 前項に規定する協力校とは、実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- 4 通信教育連携協力施設は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行う通信教育に連携協力を行うものとする。

(通信制の課程の規模)

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

- 2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

(面接指導を受ける生徒数)

第四条の二 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、四十人を超えてはならない。

(通信教育実施計画の作成等)

第四条の三 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画(第十四条第一項第二号において「通信教育実施計画」という。)を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- 一 通信教育を実施する科目等(学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の名称及び目標に関すること。

- 二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
- 三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。

(教諭の数等)

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
- 3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。
- 4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)

第十条の二 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

- 2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。
- 3 実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十一条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第九条第四項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下この項において単に「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。
- 4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(情報の公表)

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
 - 二 通信教育を行う区域に関すること。
 - 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
 - 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - 六 通信教育実施計画に関すること。
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
 - 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
 - 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

…以下略…

附 則 （令和四年一二月二八日文部科学省令第四〇号）

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の高等学校通信教育規程（以下「新規程」という。）第五条第一項（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（新規程第五条第二項の規定により助教諭又は講師をもってこれに代える場合を含む。）の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。